また、提出された工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

注）電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要である。

なお、紙入札方式による場合は、押印すること。

⑳　低入札価格調査制度調査対象工事の場合には、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告することがある。

㉑　支払条件　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

㉒　本案件は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

㉓　詳細は入札説明書による。

6　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takahide Maruyama Director-General of Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction work of Nagatotawarayama-Road Fukawagawa viaduct upper steel

(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 14 October 2015

(5)　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system 1 : 30 P.M. 16 December 2015 (tenders brung with 1 : 30 P.M. 16 December 2015 or submitted by mail 1 : 30 P.M. 16 December 2015)

(6)　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 6―30, Kami-hacchobori, Nakaku, Hiroshima 730―8530 TEL 082―221―9231 Extension 2526

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、２工事において、技術資料（技術提案）の提出を１つのみとし、申請者・発注者双方の業務負担軽減を図る一括審査方式の試行工事である。

当該試行工事の入札手続きにあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。ただし、希望工事のみに申請書を提出することもできるものとする。

一括審査方式の対象工事として、１つの技術資料を持って審査を行う工事は、２件の工事とする。

１．鳥取西道路桂見高住トンネル工事（以下、「A工事」という。）

２．鳥取西道路気高第２トンネル工事（以下、「B工事」という。）

なお、本入札公告は上記A工事のものである。

平成27年9月30日

支出負担行為担当官

中国地方整備局長　丸山　隆英

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34

1　工事概要

(1)　品目分類番号　41

(2)　工事名　鳥取西道路桂見高住トンネル工事（電子入札対象案件）

(3)　工事場所　鳥取県鳥取市桂見～高住地内

(4)　工事内容

工事延長　L＝820m

【桂見高住トンネル】

L＝629m、内空断面積61.675㎡

トンネル（ＮＡＴＭ）１式

道路土工　１式

トンネル工　１式

掘削・支保工（発破工法）629m

覆工コンクリート・防水工　629m

インバート工　605m

坑内付帯工　１式

坑門工　１式

掘削補助工　１式

仮設工　１式

道路改良　１式

道路土工　１式

法面工　１式

擁壁工　１式

石・ブロック積（張）工　１式

排水構造物工　１式

(5)　工期　契約締結の翌日から平成29年８月31日まで

(6)　使用する主要な資機材

生コンクリート約8.1千㎥

鋼材（棒鋼）約1.2百トン

鋼材（棒鋼以外）約4.0百トン

(7)　工事実施形態

①　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の試行工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

②　本工事は、複数工事について、技術資料の提出を１つのみとし、申請者・発注者双方の業務負担軽減を図る一括審査方式の試行工事である。

③　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

④　予定価格が１億円以上の工事は、低入札価格調査制度調査対象工事について、現場にモニターカメラの設置（施工状況の把握）及び発注者の指定する不可視部分の施工に関するビデオを撮影し、発注者への提出を実施する工事である。

⑤　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事であり、詳細は特記仕様書による。

⑥　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑦　本工事は、申請書と併せて歩掛見積の提出を求め、作成・決定した歩掛を競争参加資格有りと通知した企業に対して電子入札システム等で公表する工事である。詳細は入札説明書による。

⑧　本工事は、技術資料作成に必要と思われる当該工事の関連データを希望者にインターネットで提供、又は、記録媒体による提供を行う試行工事である。詳細は入札説明書による。

⑨　本工事は、工事実施にあたって不足する下請け等の技術者や技能者等を通常考える工事実施地域外から広域的に確保せざるを得ない場合に、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の一部の費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⑩　本工事は、建設生産プロセスの各段階（調査・測量・設計～施工～維持管理）において、コンピュータ上に作成した３次元形状情報に加え、材料・部材の仕様・性能、コスト情報等、構造物の属性情報を併せもつ構造物情報モデル（Construction Information Modeling以下「ＣＩＭ」という）を一元的に共有・活用、発展させることにより、各業務の効率化・高度化を図るため、施工段階におけるＣＩＭ導入の効果等について検証を実施する試行対象工事（希望工事）である。

希望工事とは、契約後受注者の希望においてＣＩＭに関する試行内容を定めてその効果等について検証を実施する工事である。

⑪　本工事は、トンネル覆工コンクリート長期保証制度を試行する工事である。

(8)　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。